

会社・法人の変更登記の手引

住居表示実施による、会社・法人の所在地及び役員住所の変更登記は、法律上皆さんに手続きをしていただく必要があります。お手数料をおかけしますが、この手引を参照し、手続きをしていただきますよう、御協力をお願いします。

横浜市内の会社・法人の変更登記は、横浜地方法務局法人登記部門(9ページ)で手続きをしてください。登録免許税はかかりません。なお、手続きの際に住居表示変更通知書(又は住居表示変更証明書)を必ず添付してください。

また、不動産の所有権登記名義人住所変更については、不動産所在地を管轄する法務局又は出張所(9ページ)で手続きをしてください。

<目次>

1 会社・法人の所在地変更	2ページ
2 役員住所変更	4ページ
3 手続きの際の注意	6ページ

【申請書等の記載例・書式例】

・ 会社・法人の所在地変更(本店(主たる事務所)の所在地変更の場合)	3ページ
・ 役員住所変更(代表取締役住所変更の場合)	5ページ
・ 会社・法人の本店(主たる事務所)の所在地及び役員住所変更	7ページ
・ 委任状(会社・法人の所在地と役員住所の変更を一括で申請する場合)	8ページ

法務局のご案内	9ページ
---------	------

◇登記についてのお問合せ

横浜地方法務局 法人登記部門

… 電話 641-7956

登記相談は予約制です。事前に電話又は窓口にて相談日時をお申込みください。

◇住居表示についてのお問合せ

横浜市市民局窓口サービス課住居表示担当

… 電話 671-2320・2321

1 会社・法人の所在地変更

(1) 本店が住居表示実施区域内にある場合

ア 本店での登記	
手続先	横浜地方法務局
期限	住居表示実施日から2週間以内（住居表示実施日前に申請することはできません。）
申請人	株式会社 代表取締役
	特例有限会社 代表取締役を置いている場合：代表取締役 代表取締役を置いていない場合：法務局に印鑑登録をしている取締役のうちの一人
	その他の会社 各種法人 法務局に印鑑登録をしている代表者
必要書類	① 会社・法人変更登記申請書 ② 住居表示変更通知書（又は住居表示変更証明書）

イ 支店での登記（支店での手続は本店での登記が済んでから行ってください。）	
手続先	支店の所在地を管轄する登記所
期限	住居表示実施日から3週間以内（住居表示実施日前に申請することはできません。）
申請人	株式会社 代表取締役
	特例有限会社 代表取締役を置いている場合：代表取締役 代表取締役を置いていない場合：法務局に印鑑登録をしている取締役のうちの一人
	その他の会社 各種法人 法務局に印鑑登録をしている代表者
必要書類	① 会社・法人変更登記申請書 ② 「(1)ア」の登記をしたことを証する履歴事項証明書（申請書に会社法人番号を記載した場合は添付不要）

(2) 支店が住居表示実施区域内にある場合

ア 本店での登記	
手続先	本店の所在地を管轄する登記所
期限	住居表示実施日から2週間以内（住居表示実施日前に申請することはできません。）
申請人	株式会社 代表取締役
	特例有限会社 代表取締役を置いている場合：代表取締役 代表取締役を置いていない場合：法務局に印鑑登録をしている取締役のうちの一人
	その他の会社 各種法人 法務局に印鑑登録をしている代表者
必要書類	① 会社・法人変更登記申請書 ② 住居表示変更通知書（又は住居表示変更証明書）

イ 支店での登記（支店での手続は本店での登記が済んでから行ってください。）	
手続先	横浜地方法務局
期限	住居表示実施日から3週間以内（住居表示実施日前に申請することはできません。）
申請人	株式会社 代表取締役
	特例有限会社 代表取締役を置いている場合：代表取締役 代表取締役を置いていない場合：法務局に印鑑登録をしている取締役のうちの一人
	その他の会社 各種法人 法務局に印鑑登録をしている代表者
必要書類	① 会社・法人変更登記申請書 ② 「(2)ア」の登記をしたことを証する履歴事項証明書（申請書に会社法人番号を記載した場合は添付不要）

【記載例】 会社・法人の所在地変更(本店の所在地変更の場合)

※赤字部分を記入してください

会社 ~~→ 法人~~ 変更登記申請書

連絡先電話番号 ○○○-○○○-○○○

登記簿のとおり記入する

1. 商号(名称) 捨印 法務局
届出印
 株式会社 横浜商事

1. 本店(主たる事務所) 横浜市緑区中山町93番地

1. 登記の事由 本店(主たる事務所) ~~支店(従たる事務所)~~ の変更

1. 登記すべき事項 住居表示実施日 どちらか変更のない方を消す

令和元年10月21日 住居表示実施による本店(主たる事務所)の変更
 本店(主たる事務所) 横浜市緑区中山五丁目○番○号

~~令和元年10月21日 住居表示実施による支店(従たる事務所)の変更~~
~~支店(従たる事務所) 横浜市緑区中山 丁目 番 号~~

1. 登録免許税 登録免許税法第5条第4号により免除

1. 添付書類 住居表示変更通知書又は住居表示変更証明書 1 通

新しい所在を記入する
変更のない部分は消す
添付する証明書の通数

上記のとおり登記の申請をします。

法務局に提出する日を記入する

令和○○年○○月○○日

申請人 新しい所在を記入する

本店(主たる事務所) 横浜市緑区中山五丁目○番○号

商号(名称) 株式会社 横浜商事 登記簿のとおり記入する

住所 横浜市中区港町1丁目1番地 法務局に印鑑の届出をしている
代表者の住所を記入する

資格・氏名 代表取締役 横浜 住太郎 法務局
届出印

横浜地方法務局 御中

2 役員の住所変更

役員の住所が住居表示実施区域内にある場合

◇住所変更の登記が必要な役員は、株式会社、有限会社、その他の会社、各種法人で住所が登記された役員全員です。

例)株式会社……代表取締役
特例有限会社……取締役(全員)
監査役(置いている場合)

本店での登記	
手続先	本店の所在地を管轄する登記所
期限	住居表示実施日から2週間以内(住居表示実施日前に申請することはできません。)
申請人	株式会社 代表取締役
	特例有限会社 代表取締役を置いている場合：代表取締役 代表取締役を置いていない場合：法務局に印鑑登録をしている取締役のうちの一人
	その他の会社 各種法人 法務局に印鑑登録をしている代表者
必要書類	① 会社・法人変更登記申請書 ② 住居表示変更通知書(又は住居表示変更証明書)

住所が住居表示で変更になった役員が複数人いる場合には、全員分の通知書が必要です

【記載例】 役員の住所変更(代表取締役の住所変更の場合)

※赤字部分を記入してください

会社 ~~→ 法人~~ 変更登記申請書

連絡先電話番号 ○○○-○○○-○○○

登記簿のとおり記入する

1. 商号(名称) 株式会社 横浜商事

1. 本店(主たる事務所) 横浜市中区港町1丁目1番地

1. 登記の事由 代表取締役の住所変更

1. 登記すべき事項

住居表示実施日 役員の資格を記入する

令和元年10月21日 住居表示実施による 代表取締役 横浜 住太郎 の住所変更

住 所 横浜市緑区中山五丁目○番○号

新しい所在を記入する

~~令和元年10月21日 住居表示実施による の住所変更~~

~~住 所 横浜市緑区申出 丁目 番 号~~

変更のない部分は消す

1. 登録免許税 登録免許税法第5条第4号により免除

1. 添付書類 住居表示変更通知書又は住居表示変更証明書 1 通

添付する証明書の通数

上記のとおり登記の申請をします。

法務局に提出する日を記入する

令和○○年○○月○○日

申請人

本店(主たる事務所) 横浜市中区港町1丁目1番地

商号(名称) 株式会社 横浜商事

住 所 横浜市緑区中山五丁目○番○号

資格・氏名 代表取締役 横浜 住太郎

横浜地方法務局 御中

法務局に印鑑の届出をしている代表者の住所を記入する。(住居表示で変更されている場合は新しい住所)

捨印 法務局届出印

法務局届出印

3 手続きの際の注意

- ◇ 会社・法人の所在地と住所が登記された役員の住所が、共に変更になるときは両方の変更登記を要します。(7ページ参照)
- ◇ 登記の変更手続は「住居表示変更通知書」があれば無料でできます。
住居表示変更通知書が不足する場合は、緑区役所戸籍課登録担当(2階22番窓口)で「住居表示変更証明書」を請求してください。必要な枚数分を発行します。(発行手数料は無料です。)
- ◇ 住居表示変更通知書(又は住居表示変更証明書)の記載内容を必ず確認してから手続をしてください。
- ◇ 住居表示変更通知書(又は住居表示変更証明書)記載上の住居表示実施前の本店(住所)と登記上の本店(住所)の記載が異なる場合は、別途、住所変更等の登記が必要になることがあります。詳細については、横浜地方法務局法人登記部門(9ページ)へお問い合わせください。
- ◇ 「会社・法人変更登記申請書」は、この手引に同封したものを利用してください。申請書が不足する場合は、緑区役所戸籍課登録担当(2階22番窓口)にもございます。また、同封した申請書のコピーや、申請書の書式にならって同様に作成していただいても構いません。
- ◇ 本店又は主たる事務所の所在地の変更登記をせず、旧住所のままにしておきますと、新しい所在地の記載された印鑑証明は発行できません。
- ◇ 申請は代理人でも可能です。その際は、委任状(8ページ参照)が必要です。
- ◇ 郵送による申請も可能です。

【記載例】 会社・法人の本店の所在地及び役員（代表取締役）の住所変更の場合

※赤字部分を記入してください

会社 ~~・法人~~ 変更登記申請書

連絡先電話番号 ○○○-○○○-○○○

登録簿のとおり記入する

1. 商号（名称） 株式会社 横浜商事 捨印 法務局
届出印

1. 本店（主たる事務所） 横浜市緑区中山町93番地 役員の資格を記入する

1. 登記の事由 ~~本店（主たる事務所）~~ ~~支店（従たる事務所）~~ の変更 新しい所在を記入する
代表取締役の住所変更

1. 登記すべき事項 住居表示実施日 新しい所在を記入する

令和元年10月21日 住居表示実施による本店（主たる事務所）の変更
横浜市緑区中山五丁目○番○号

~~令和元年10月21日~~ ~~住居表示実施による支店（従たる事務所）の変更~~ 変更のない部分は消す
~~支店（従たる事務所）~~ ~~横浜市緑区中山~~ ~~丁目~~

令和元年10月21日 住居表示実施による代表取締役 横浜 住太郎 の住所変更 新しい住所を記入する
住 所 横浜市緑区中山五丁目○番○号

1. 登録免許税 登録免許税法第5条第4号により免

1. 添付書類 住居表示変更通知書又は住居表示変更証明書 2 通

上記のとおり登記の申請をします。

令和○○年○○月○○日 法務局に提出する日を記入する 新しい住所を記入する

申請人 横浜市緑区中山五丁目○番○号

本店（主たる事務所） 横浜市緑区中山五丁目○番○号 登記簿のとおり記入する

商号（名称） 株式会社 横浜商事

住 所 横浜市緑区中山五丁目○番○号

資格・氏名 代表取締役 横浜 住太郎 法務局
届出印

横浜地方法務局 御中 法務局に印鑑の届出をしている代表者の住所を記入する。（住居表示で変更されている場合は新しい住所）

【書式例】 委任状(会社・法人の所在地と役員の住所変更を一括で申請する場合)

代理人に申請を委任する場合、下の例にならって作成してください。

委 任 状

代理人の住所 横浜市〇〇区〇〇町〇〇番地

氏名 緑 花子

私は、上記の者を代理人に定め、次の権限を委任します。

令和元年10月21日住居表示の実施による本店の所在地
の変更並びに〇〇〇〇の住所の変更を横浜地方法務局に申請す
る一切の件。

変更する役員の資格及び氏名を記入する

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(本店) 横浜市緑区中山五丁目〇番〇号

(商号) 有限会社 横浜商会

住居表示実施後の所在地を記入する

代表取締役 横浜 住太郎

法務局
届出印

委任状には、法務局に届け出た印を鮮明に押印する

◆ 法務局のご案内

◇ 横浜市内の会社・法人の登記手続は・・・

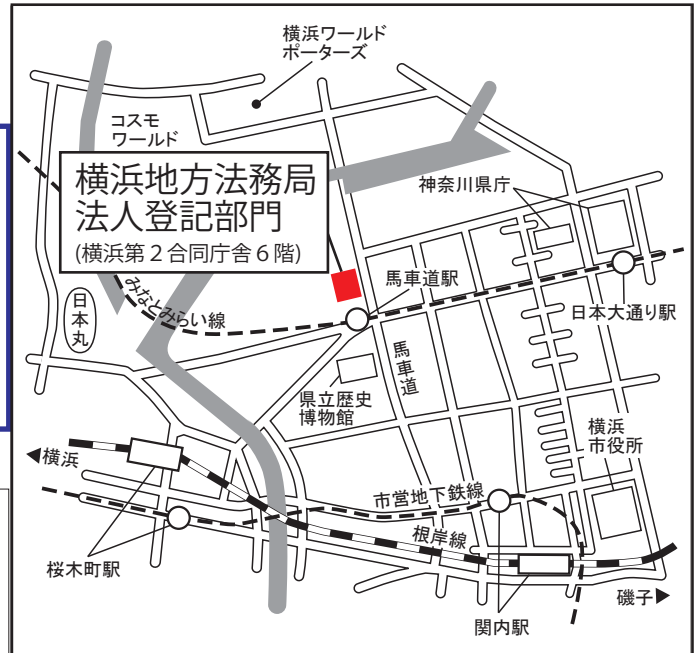
横浜地方法務局 法人登記部門

〒231-8411

中区北仲通5丁目57番地

横浜第2合同庁舎

電話：641-7956



◇ 不動産（土地・建物）の登記手続は・・・

不動産の変更登記の書式などについては、「住居表示のしおり」をご覧ください。

- ☆ 横浜地方法務局 (西区・中区・南区の不動産)
 〒231-8411 中区北仲通5丁目57番地 電話641-7461 (代表)
 横浜第二合同庁舎
- ☆ 神奈川出張所 (鶴見区・神奈川区・保土ヶ谷区の不動産)
 〒221-0061 神奈川区七島町117番地 電話431-5353
- ☆ 港北出張所 (港北区・都筑区の不動産)
 〒222-0033 港北区新横浜三丁目24番地6 電話474-1280
 横浜港北地方合同庁舎
- ☆ 青葉出張所 (緑区・青葉区の不動産)
 〒225-0014 青葉区荏田西一丁目9番地12 電話973-2020
- ☆ 旭出張所 (旭区・瀬谷区の不動産)
 〒241-0835 旭区柏町113番地2 電話365-1300
- ☆ 金沢出張所 (磯子区・金沢区の不動産)
 〒236-0021 金沢区泥亀二丁目7番1号 電話782-4993
- ☆ 戸塚出張所 (戸塚区・泉区の不動産)
 〒244-0003 戸塚区戸塚町2833番地 電話871-3912
- ☆ 栄出張所 (港南区・栄区の不動産)
 〒247-0007 栄区小菅ヶ谷一丁目6番2号 電話895-3071